

仙台市中央卸売市場業務条例の一部改正について

1 卸売市場法改正と食料システム法(*)の制定について

令和7年6月に行われた卸売市場法の改正は、新たな「食料システム法」の制定に伴い行われました。

この食料システム法は、近年農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難な状況を受け、国が食料安全保障の確保を目的として制定した法律です。

食料システム法の制定により、合理的な費用を考慮した価格形成に向け、取引の適正化に係る事業者に対する努力義務が定められるとともに、農林水産大臣が指定した品目について、コスト指標作成団体がコスト指標を作成・公表し、消費者へ情報提供を行うこととしております。

卸売市場法の改正では、開設者に対し、指定飲食料品、その費用の指標等の公表が規定されました。

2 仙台市中央卸売市場の取組について

これらの法改正に伴い、令和8年3月に仙台市中央卸売市場業務条例の一部改正を行い、開設者による公表事項を規定し、令和8年4月1日より卸売市場の開設者として、以下の事項についてホームページで公表を行っております。

- (1) 本卸売市場で取り扱う指定飲食料品（野菜、豆腐・納豆、飲用牛乳）
- (2) 本卸売市場で取り扱う指定飲食料品のコスト指標
(現時点では、国が指定するコスト指標作成団体によるコスト指標が公表されていないため、本市場において公表可能な指標はありません。)
- (3) 食品等事業者の努力義務の内容
(農林漁業者・食品等事業者が食料価格の決定にあたっての努力義務についてホームページに公表済)

(*)…食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律